

議 会 議 案 第 2 号

新居浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

平成29年6月22日提出

新居浜市議会議員 近 藤 司
新居浜市議会議員 大 條 雅 久
新居浜市議会議員 豊 田 康 志
新居浜市議会議員 永 易 英 寿
新居浜市議会議員 真 木 増次郎
新居浜市議会議員 加 藤 喜三男

新居浜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次の
ように改正する。

第7条第1項中「書類」を「書類（以下「領収書等」という。）」に改める。

第9条の見出しを「（収支報告書等の保存及び閲覧）」に改め、同条中「収支報告
書」を「収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）」に改め、同条に
次の3項を加える。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求
することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る収支報告書等に新居浜市情報公開条例（平成19年条例第23号）第7条各号に掲げる情報が記録されている部分を除いた部分につき閲覧に供するものとする。

4 前2項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第10条中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年度以後の支出に係る政務活動費について適用する。

提案理由

口頭説明